

2020年1月14日  
2019-2020日本パラオ親善ヨットレース  
プロテスト委員会 委員長 榛葉克也

【通告03】

以下2艇の抗議につき審問結果を通告します。

抗議受付番号 1.

当該艇： LUCKY LADY 7  
適用規則： RRS42.3(i)  
判決： 所要時間に295分のペナルティーを課す。

抗議受付番号 2.

当該艇： 翔鷗  
適用規則： SI 18.1  
判決： 所要時間に554分のペナルティーを課す。

2020年1月14日 AM9:00  
以上